

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年8月8日	大バス太平タクシー株式会社(法人番号1120001156159)代表者名蔵謙吾	大阪府守口市金田町4丁目7番10号	本社	大阪府守口市金田町4丁目7番10号	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条第3項	令和5年5月18日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1
令和5年8月17日	新京和タクシー株式会社(法人番号7130001010499)代表者隠岐公史	京都府京都市南区吉祥院蒔絵町23	本社	京都府京都市南区吉祥院蒔絵町23	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐車違反)が、過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和5年8月17日	株式会社文化興産(法人番号1140002025591)代表者枝松七郎	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番28号	本社営業所	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番28号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他の道路交通法の違反行為)が、過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和5年8月23日	有限会社富士(法人番号5150002008402)代表者大城元一朗	奈良県磯城郡田原本町大字阪手491番地の3	本店	奈良県磯城郡田原本町187番地1号	輸送施設の使用停止(115日車)	道路運送法(以下「法」)第15条第1項、法第15条第4項、法第23条第3項、法第27条第3項	令和4年12月9日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(法第15条第1項)、(2)事業計画の事後変更届出違反【主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称】(法第15条第4項)、(3)事業計画の事後変更届出違反【営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)】(法第15条第4項)、(4)運行管理者の選任解任届出違反【選任又は解任の届出に係るもの】(法第23条第3項)、(5)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(6)点呼の実施義務違反【未実施】(運輸規則第24条)、(7)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(8)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(9)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【作成】(運輸規則第37条第1項)、(10)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(11)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)、(12)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第45条)、(13)補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(14)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(15)届出義務違反【指導主任者の選任届】(運輸規則第68条第1項第3号)、(16)届出義務違反【指導主任者の転任、退任届】(運輸規則第68条第1項第4号)	12	12